

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所において随意契約によることができるのは、次に掲げるときとしています。

(契約の方法)

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程

第43条 契約は、すべて一般競争に付きなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数であるとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (3) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (4) 競争に付することが不利と認められるとき。
- (5) 契約に係る予定価格が少額であるとき。なお、その額については、別に定める。
- (6) その他業務の運営上特に必要があるとき。

(随意契約の要件)

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則

第53条 会計規程第43条第1項により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - イ 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているとき。
 - ロ 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているとき。
 - ハ 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているとき。
 - ニ 国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているとき。
 - ホ 研究開発、実験等の成果の連続性、接続性の確保のため、契約の相手方が一に限定されているとき。
 - ヘ 既存の研究機器、ソフトウェア等との接続性、互換性が強く求められる物件を当該機器、ソフトウェア等の製造業者又は特定の技術を有する業者から買い入れるとき。
 - ト 研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守（維持管理）等、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき。
 - チ 他の研究機関と共同で研究を行う場合における当該研究機関が使用する特殊な機器や材料との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき。
 - リ 国の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であって、当該事業を遂行するために、その一部を当該共同研究グループの構成機

関に対して再委託するとき。

ヌ 複数年度にわたる事業の継続を通じて、単一の成果を求める委託事業の2年度目以降の事業であって、当該事業を当初契約の委託先に継続して委託する必要があるとき。

ル 受託研究の契約において、その一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されたとき。

ロ 特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器や資材であって、製造業者が一に限定されるものを当該業者から直接購入するとき。

リ 特殊な機器の開発又は製作であって、特殊な技術を要するため一の者にしか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき。

カ 物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき（当該物件が外国製である場合は日本国内総代理店を含む。また、当該業者が修繕等の実施を特定の技術を有する他の者を指定して行わせるものを含む。）。

コ 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作させるとき。

ク 特殊の技術を要する業務であって、実施可能な業者が一に限定されるものをその者に行わせるとき。

ケ 特定の業者以外では販売、提供することができない物件を購入、借用、利用するとき。

コ 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、互換性の確保のために契約相手方が一に限定される時、または、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき。

ク 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他人にその実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であって、その者と権利の実施を伴う工事製造その他の請負又は物件の買入れをするとき。

ケ 当該場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約（当該契約に付随する契約を含む。）するとき。

コ 官報に掲載するとき。

ク 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるとき（提供を行う事が可能な業者が一の場合に限る。）。

ケ 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

コ 物品の借入れについて、初年度に競争入札を行い、次年度以降も競争入札を行って新たな業者から当該物品を借入れることが不利と認められるとき。

キ 研究所の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるとき。

ク 試験のための物品の製造又は買入れについて、試験の目的に精度、堅牢度、デザイン、形式等につき特殊性を要求され、試験の用に適した製造又は物品の買入れを適正に行うことが困難となり、契約の目的を達し得ないと認められるとき。

コ 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍を購入するとき。

(2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

イ 災害応急復旧等緊急の必要により競争に付することができないとき。

ロ 故障、破損等により現に事業に支障を生じているとき、又は重大な障害を生じるおそれがあるとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造、物件の買入れ又は請負に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

ロ 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

ハ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れしなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないことになるおそれがあるとき。

ホ 最先端の重要な研究開発に係る契約において、競争によるため特殊で専門的な素材又は機器の仕様書を一般に公開することにより、当該研究開発において競争関係にある者がその研究開発の内容を把握することができる状態となるため、当該研究開発における特許等の権利取得等に重大な影響を及ぼすと認められるとき。

ヘ 外国で契約をするとき。

ト 安全の確保に支障を生じるとき。

チ 企画競争により特定したとき。

リ 運送又は保管をさせるとき。

ヌ 国、地方公共団体その他の公法人与契約するとき。

ル 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(4) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

イ 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

ロ 予定価格が160万円を超えない財産を買入れるとき。

ハ 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借入れるとき。

ニ 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

ホ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。

ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

2 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき。ただし、この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 落札者が契約を結ばない場合において、その落札金額の制限内で契約するとき。ただし、この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。